

# 都市部におけるコミュニティの発展方策に関する研究会

## 運営要綱

### 第1 目的

本研究会においては、マンション住民の地域とのつながりや災害弱者等の名簿を自治会・町内会が保有すること等の都市部のコミュニティが抱える課題について検討を進め、都市部をはじめとしたコミュニティの発展に資することを目的とする。

### 第2 名称

名称は、「都市部におけるコミュニティの発展方策に関する研究会」（以下「都市部コミュニティ発展方策研究会」という。）とする。

### 第3 構成

- (1) 都市部コミュニティ発展方策研究会に座長を置く。
- (2) 座長は会務を総理する。
- (3) 都市部コミュニティ発展方策研究会のメンバーは別に定める。

### 第4 議事

- (1) 都市部コミュニティ発展方策研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に都市部コミュニティ発展方策研究会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

### 第5 その他

- (1) 都市部コミュニティ発展方策研究会の庶務は、総務省自治行政局住民制度課において処理する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、都市部コミュニティ発展方策研究会の運営その他必要な事項は座長が定める。